

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

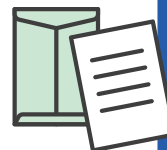
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

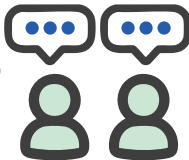
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

福岡財務支局 ※月曜日から金曜日 9時から17時(年末年始及び祝日を除く)	092-411-7291
長崎県消費生活センター ※月曜日から金曜日 9時から12時／13時から17時 (年末年始及び祝日を除く)	095-824-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 ※月曜日から金曜日 10時から12時40分／14時から16時40分 (年末年始及び祝日等を除く)	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル ※月曜日から金曜日 9時から21時／土曜日 9時から17時 (年末年始及び祝日を除く)	0570-078374
長崎県弁護士会 ※月曜日から金曜日 10時から16時(年末年始及び祝日を除く)	095-824-3903
司法書士総合相談センター ※月曜日から金曜日 9時から17時(年末年始及び祝日を除く)	095-823-4895

事業者向け相談窓口

長崎県商工会議所連合会 ※月曜日から金曜日 8時45分～17時30分 (年末年始及び祝日を除く)	095-822-0111
長崎県商工会連合会 ※月曜日から金曜日 8時45分から17時30分 (年末年始及び祝日を除く)	095-824-5413
長崎県中小企業団体中央会 ※月曜日から金曜日 9時から12時／13時から17時 (年末年始及び祝日を除く)	095-826-3201
長崎県中小企業活性化協議会 ※月曜日から金曜日 8時45分から17時30分 (年末年始及び祝日を除く)	095-811-5129
法テラス・サポートダイヤル ※月曜日から金曜日 9時から21時／土曜日 9時から17時 (年末年始及び祝日を除く)	0570-078374

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター
ひまわりほっとダイヤル
※月曜日から金曜日 10時から12時／13時から16時
(年末年始及び祝日を除く)
※電話で受付、原則面談による相談。
相談料30分5,500円(税込)(長崎県・令和7年6月時点)

0570-001-240

長崎県司法書士会

※月曜日～金曜日 9時～17時(年末年始及び祝日を除く)

095-823-4777

市区町村の相談窓口

長崎市	消費者センター	095-829-1234
佐世保市	消費生活センター	0956-22-2591
島原市	消費生活センター	0957-62-9100
諫早市	消費生活センター	0957-22-3113
大村市	消費生活センター	0957-52-9999
平戸市	消費生活センター	0950-22-9122
松浦市	消費生活センター	0956-72-1861
対馬市	消費生活相談所	0920-52-8322
壱岐市	消費生活センター	0920-48-1131
五島市	消費生活センター	0959-72-6144
西海市	消費生活センター	0959-37-0145
雲仙市	消費生活センター	0957-38-7830
南島原市	消費生活センター	0957-82-3010
長与町	地域安全課	095-801-5662
時津町	産業振興課	095-882-3801
東彼杵町	総務課	0957-46-0099
川棚町	総務課	0956-82-3131
波佐見町	商工観光課	0956-85-2162
小値賀町	産業振興課	0959-56-3111
佐々町	企画商工課	0956-62-2101
新上五島町	住民生活課	0959-53-1124